

ダイハツ系連合健康保険組合 生活習慣病検査料及び日帰り（短期） 人間ドック利用料等の補助金支給規程

（目的）

第1条 この組合の被保険者及び被扶養者が生活習慣病検査及び日帰り（短期）人間ドック検査を受ける場合は、組合が実施する期間内に限り、事業所が組合に代わってこれを実施することができる。

（生活習慣病検査の範囲）

第2条 生活習慣病検査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 問診 (2) 聴打診(心音記録) (3) 視力 (4) 聴力 (5) 身体計測 (6) 血圧測定 (7) 胸部レントゲン (8) 検尿 (9) 血液 (10) 心電図検査 (11) 眼底 (12) 胃レントゲン (13) 大腸癌

（日帰り（短期）人間ドック検査の範囲）

第3条 日帰り（短期）人間ドックの検査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 問診 (2) 聴打診(心音記録) (3) 視力 (4) 聴力 (5) 身体計測 (6) 血圧測定 (7) 胸部レントゲン (8) 検尿 (9) 血液 (10) 心電図検査 (11) 眼底・眼圧 (12) 胃レントゲン (13) 大腸癌 (14) 超音波検査 (15) 肺機能検査 (16) 泌尿器科 (17) 婦人科 (18) 乳癌

（医療機関）

第4条 この生活習慣病検査及び日帰り（短期）人間ドック検査は、勤務地所在の医療機関、健診機関（第2条、第3条の検査を実施することができる医療機関、健診機関に限る）において実施する。

（補助金）

第5条 この補助金は、第1条に規定する事業を実施する事業所に対し、理事会において定めた額を限度として、その実費相当額を支給する。

（支給申請手続）

第6条 この補助金の支給を受けようとするときは、別紙様式による次の書類を組合に提出するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 生活習慣病検査連名簿又は日帰り（短期）人間ドック検査結果報告書

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。